

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成29年12月27日（平成29年（行情）諮問第520号）

答申日：平成30年5月14日（平成30年度（行情）答申第52号）

事件名：特定事件番号の答申書に記載の特定の説明の根拠となる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定国有林A境界査定図及び特定国有林B境界査定図並びに特定国有林A境界査定図の表紙及び特定国有林B境界査定図の表紙」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月13日付け29林国業第106号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、平成28年12月27日付け特定記号第177号-2の開示決定と同様の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書（意見書に添付された資料は省略した。）によると、次のとおりである。

（1）審査請求書

特定国有林B境界査定図に関しては、平成28年12月27日付けで開示決定があり、その際は、今回のような黒塗りがなされず、全てが開示となっています。

開示を拒むことができるかどうかは、境界査定が明治36年に行われたものであることから、総務省の「そこに記載されている個人は、生存する個人に関する情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることとなります。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります」との公

式見解に該当するかどうかの問題となります。

現状では、明治36年の所有者等の氏名から、相続人等の遺族を、この査定図から直接に特定することは出来ません。

また、この認識を基に調査を行うことも、戸籍簿が一般開示されていないことから、不可能であります。

さらに、過去に一度開示の決定を行い、実際にも開示している文書を、唐突に非開示とする決定は、行政機関としての信頼を著しく損なうものであります。

長官が代わったことを幸いに、開示の根幹まで変え、全てを隠蔽しようとする姿勢は、情報公開の本旨を蔑ろにするものであります。

相続人等が特定されるからという、理由とならない理由で、意図的に隠蔽しようとする姿勢は、許すことは出来ません。

全ての黒塗り部分を、速やかに開示することを強く求めます。

(2) 意見書

当方は、諮問庁が「原処分を維持する理由」（下記第3の2）に記載する「国有林境界査定図に記載された個人については、死者及びその相続人の遺族に関する情報であり、個人情報には当たらない」などとは主張していません。

逆に、「死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たる」場合があることは、当然のこととして認めるべきと考え、査定図記載の氏名等から、その様な状況が発生する理由を、諮問庁にお聞きしております。

申立てにも記載しましたが、この制度を統括する、総務省のホームページの保護法上の「個人情報」の、1) 死者に関する情報には次のように記載があります。

「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものをいいます（第2条第2項）。

1) 死者の情報については、生存する個人に関する情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります。」

この記載内容から判断すると、「死者に関する情報」は、特に例外的

に、「個人情報」に該当する場合があることが記載されていますので、諮問庁の非開示の理由が、この事項に該当するのかが問われなければなりません。

保護法で保護されない個人情報は、法においても、非開示の理由とはならないと考えるべきです。

この点から考えると、別添（添付省略）、国立公文書館が保有する、明治32年の「国有林境界査定通告簿」特定大林区署作成には、隣接地主の住所氏名が記載されていますが、全て開示となっています。

この様に、林野庁においても、明治時代の文書は、歴史的な文書として、仮に氏名・住所等が記載されていても開示が可能との判断の下、公文書館への引継ぎを行い、開示となっています。

にもかかわらず、明治時代に作成された、既に歴史的な文書である査定簿に記載されている氏名を理由として、開示を拒むとなれば、多くの公文書館の文書が非開示となり、国民の知る権利を著しく阻害することとなります。

明治36年に作成された文書は、公文書館の文書と同様に、歴史的な文書として、全て開示することを強く求めます。

なお、この文書の記載から、相続人等の、現存する者の情報は、全く得ることができない状況であります。

また、仮に地番等が該当して、相続人を割り出すことが可能となっても、それは、法務局管轄の登記現況に記載されているものであり、誰もが閲覧できる情報の組み合わせであり、その範囲では、何等の法的な問題を生じさせるものではないと考えます。

このような状況にもかかわらず、何故、この地域だけ、頑なに開示を拒み続けるのか、その理由は、拒まなければならない理由が、他にあってということではないでしょうか。

さらに、この査定図は、平成28年12月27日付の特定記号第177号-2では、全て開示としながら、何故、今回は非開示としたのか、その理由も明確に説明されるべきものと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における開示決定の状況等

(1) 開示した行政文書の名称

本件開示請求に対しては、請求された「諮問番号平成28年（行情）諮問第670号で、「もともと合計24に区分され管理されていた国有林」と説明しているが、その説明の根拠となる書類及び管理の実態を明示する書類」（以下「本件請求文書」という。）のうち、「説明の根拠」となる本件対象文書を開示した。

(2) 不開示とした部分とその理由

ア 特定国有林A及び特定国有林Bは、特定森林管理局及び特定森林管理署において管理していることから、「管理の実態を明示する書類」については、諮問庁において作成又は取得した事実はなく、保有していないので、不開示とした。

イ 国有林境界査定図（本件対象文書）の不開示とした部分については、法5条1号に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、不開示とした。

2 原処分を維持する理由

審査請求人は、審査請求の趣旨及び審査請求の理由からすると、開示した行政文書において一部不開示とした国有林野境界査定図の個人の氏名及び住所を不開示とした部分の開示を求めているものであると解される。また、境界査定が明治36年に行われたことから、国有林境界査定図に記載された個人については、死者及びその相続人等の遺族に関する情報であり、個人情報には当たらない旨を主張していると解される。

しかし、法が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことから、法5条1号の「個人に関する情報」には生存する個人のみならず、死亡した個人も含まれると解するのが相当であり、審査請求人の主張は認められない。

このため、国有林境界査定図に記載された個人名、個人の住所については、「法5条1項に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、不開示とした。」ことについては、原処分を維持することが適当である。

また、本件は、諮問庁が行った平成29年9月13日付け29林国業第106号による開示決定処分に関する審査請求であり、本件に係る処分以外の主張については、上記判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月25日 審議
- ④ 同年2月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、表紙部分及び国有林の名称、縮尺等を示す標題部分に加え、国有林の名称、境界点の番号及び境界線、隣接地の所有者の氏名及び地番、地名等並びに訂正履歴等の記入欄が記載されている文書であり、本件不開示部分は、当該隣接地の所有者の氏名及び地番であると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (2) しかしながら、法5条1号ただし書該当性に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件不開示部分に記載されているものと同内容の情報を別の手段により閲覧することが可能であるかどうかについて確認させたところ、当該情報は、土地閉鎖登記簿等に記載されており、法務局において閲覧することが可能であるとのことであった。

そうすると、本件不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

- (3) したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

3 付言

原処分に係る行政文書開示決定通知書をみると、同通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には「国有林境界査定図の不開示とした部分については、法第5条第1号に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、不開示としました」との記載がされているのみで、いかなる部分が不開示とされたのかが不明確である。

原処分については、開示請求者が開示実施文書を入手しない限り、いか

なる部分が不開示とされているのかを了知し得ないのであるから、上記のような記載の方法は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切でないと考えられる。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、不開示部分についてより明確に記述するなど、適切な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子